

## 第8回 都市自治体における法務人材に関する研究会 議事概要

日 時：2021年9月17日（金） 10：00～12：00（Web会議による開催）

出席者：大杉覚 座長（東京都立大学）、藤田由紀子 委員（学習院大学）

鈴木潔 委員（専修大学）、鈴木秀洋 委員（日本大学）

平田彩子 委員（東京大学）、岡本正 委員（東京弘和法律事務所）

（事務局：日本都市センター）石川研究室長、加藤主任研究員、釦持研究員、黒石研究員

### 議事要旨

- ヒアリング調査結果報告
- 報告書の全体構成・執筆分担について

#### 1. ヒアリング調査結果報告

- ・5月から9月にかけて、帖佐直美弁護士（元流山市政策法務室長）、流山市、明石市、三次市、足立区にヒアリング調査を実施した。
- ・都市自治体における法務のニーズと課題、法務に関する組織体制、一般行政職として採用した職員の研修、「自治体内弁護士」が他の職員や組織全体に及ぼした影響、自治体における「法務人材」のあり方などについてヒアリングを行った。
- ・報告書では、ヒアリング内容を各委員の原稿に反映していただくとともに、事務局が作成する原稿において特徴的な取組みを紹介する。

（以下、ヒアリング調査結果報告を踏まえての意見交換）

- ・弁護士を採用している自治体と採用していない自治体とで、自治体法務の進め方にどのような違いが生じているのかを比較してみると良いのではないか。例えば、「自治体内弁護士」の採用後に庁内相談の件数が増えているというのは、ニーズの掘り起こしにつながっていると評価できる。あるいは、不服申立ての件数や訴訟が提起される件数が減少していれば、予防法務が機能していると言えるかもしれない。
- ・「自治体内弁護士」の有無による一番の大きな違いは、弁護士に相談・接触して、課題解決できるまでのタイムラグと考えられる。ただし、庁外にも広いネットワークを持ち、機転の利く職員がいれば、「自治体内弁護士」に近い役割が期待できる。
- ・10年、15年と長く法務に携わっている職員がいると、自分たちで対応できる部分と弁護士に依頼すべき部分、また、依頼する場合にどの弁護士に依頼すべきか、といった判断ができるようになる。
- ・「自治体内弁護士」については、行政側を勝たせることが目的となり、必ずしも住民の福祉向上につながっていないとの批判がある。一方で、常勤職員だからこそ見えてくるものがあり、また、組織の意思決定に絡めるというメリットもある。

## 2. 報告書の全体構成・執筆分担について

- ・ 来年 3 月に刊行する予定の報告書は、①自治体法務の意義と「法務人材」、②法務人材の確保・育成と法務に関する組織体制、③行政実務への法務人材の関わり方と実践、④アンケート調査結果及び事例紹介（国内・欧米）の 4 部構成を現在想定している。
- ・ アンケート調査結果やヒアリング調査結果について、基本的には、事務局が執筆する第 4 部は結果の概要を説明するにとどめ、その評価は各委員の原稿にゆだねる。
- ・ ヒアリング調査は比較的規模の大きな都市自治体を対象に実施したが、報告書では小規模な自治体も念頭に置いて執筆いただきたい。

## 3. その他

- ・ 次回（第 9 回）研究会は 12 月 21 日に開催し、報告書原稿の骨子案の発表および全体調整を行う。

（文責：事務局）